

「中小企業の会計」における企業結合の扱い

平成16年11月
中小企業庁

1. 企業結合会計基準の概要 (詳細は資料5 - 2 参照)

企業結合とは、「ある企業又はある企業を構成する事業と他の企業又は他の企業を構成する事業とが一つの報告単位に統合されること」をいう。

企業結合による事業再編の重要性が高まる中、企業結合の経済的実態を正しく認識できる会計処理方法として平成15年10月に企業会計審議会が「企業結合に係る会計基準」「企業結合会計基準」が策定された。当該基準は平成18年度4月からの適用が予定されており、現在、平成17年度中の策定を目途に、当該基準に係る適用指針及び事業分離会計の策定行っているところ。

2. 中小企業におけるM & Aの実態 (詳細は資料5 - 3 参照)

中小企業のM & Aを扱う会社や公認会計士・税理士に対して中小企業におけるM & Aの実態についてヒアリング調査を行ったところ、以下のような回答を得た。

件数については正確な統計が存在しないものの、こうした業務に携わる事業者の声としては、年間数千件程度であり、増加傾向とのこと。

目的としては、売り手側は後継者対策が最も多く、買い手側はシェア拡大や資産運用目的が多い。

手法は営業譲渡が最も多く、合併、株式交換・株式移転等は少数。

3. 企業組織再編税制の概要 (詳細は資料5 - 4 参照)

組織再編行為に対しては、事業を分離する会社には資産譲渡益課税が、当該会社の株主にはみなし配当課税又は株式譲渡益課税が発生する場合がある。

企業組織再編税制では、移転資産に対する支配の継続が認められる場合の要件(企業組織再編税制上の適格要件)を満たす適格組織再編行為については、例外的に課税関係が発生しないこととされている。

4. 「中小企業の会計」における企業結合の扱いについて

(1) 企業結合の種類

企業結合は、共同支配企業の形成、共通支配下の取引（企業グループ内の組織再編等）及びそれ以外に分類され、企業結合会計基準において、前二者については持分プーリングに準じた処理がなされることとなる。この場合、被結合企業の資産及び負債は全て簿価で引き継がれることとなるため、企業結合による財務上の影響は限定的となる。

それ以外については、取得か持分の結合かの識別が行われ、取得と判定される場合には、承継する資産・負債を、時価を基礎として評価することとなる。以下では、企業結合の形態（手法）とそれらに基づき取得と判定された場合に時価評価されることによる財務上の影響について検討を行う。

(2) 組織再編の形態（手法）と資産の評価

企業結合とみなされうる組織再編の形態としては、合併、吸収分割、現物出資（事後設立を含む）現金を対価とする営業譲渡、株式交換・株式移転又は株式取得等が考えられる。それらが持分の結合と判定された場合、各資産・負債及び資本は簿価で引き継がれることとなる。取得と判定された際の資産・負債の評価は以下のとおりである。

合併

取得企業は、被取得企業の資産・負債を公正価値（時価）で評価して計上。取得企業の資産・負債及び資本は簿価を引き継ぐ。取得原価は、対価が現金であればその金額、それ以外であれば、支払対価の時価又は被取得企業の時価のうち信頼性の高い方を採用する。

吸収分割（人的分割・物的分割）

分割会社については、当該会社が被取得会社又は取得会社のいずれであっても、分割する事業に係る資産・負債について、適正な帳簿価額による純資産額をもって承継会社株式の取得価額とするケースと、時価をもって承継会社株式の取得価額とするケースとがあり（詳細なルールにつき事業分離会計にて検討中）後者のケースでは含み損益が生じる。

承継会社は、譲渡を受けた事業に係る資産・負債を時価にて計上する。

現物出資（事後設立を含む）

出資を行う会社については、出資する事業に係る資産・負債について、適正な帳簿価額による純資産額をもって承継会社株式の取得価額とするケースと、

時価をもって承継会社株式の取得価額とするケースとがあり（詳細なルールにつき事業分離会計にて検討中） 後者のケースでは含み損益が生じる。

出資を受ける会社は、出資を受けた事業に係る資産・負債を時価にて計上する。

現金を対価とする営業譲渡

譲渡会社においては、譲渡する営業に係る資産の含み損益が実現する。

譲受会社においては、譲渡を受けた営業に係る資産・負債にて計上。

株式交換・株式移転

株式交換では、完全親会社となる会社は、完全子会社の株式を時価で計上する。完全子会社となる会社は、株主構成が変動するのみであるため、財務上の変動は生じない。

株式移転では、完全親会社となる会社は、取得する完全子会社の株式のうち取得企業と判定された会社の株式は簿価で計上し、被取得企業と判定された会社の株式は時価で計上する。完全子会社となる会社は、株主構成が変動するのみであるため、貸借対照表上の変動は生じない。

株式取得

株式の取得側の企業は、対価が金銭であるときは当該対価の価額で子会社株式の取得価額を算定。株式を取得される側の企業は、株主構成が変動するのみであるため、財務上の変動は生じない。

以上を整理すると、以下のように評価が可能と考えられる。

- (ア) 各企業結合に係る手法のうち、事業の分離・移転が起こるのは から までの手法。及び については株式が移転するに過ぎず、財務上の影響は限定的である。
- (イ) から までの手法のうち、事業を分離する会社において、当該事業に係る含み損益が生じうるのは、吸収分割、現物出資、及び 現金を対価とする営業譲渡、の場合である。
一方、事業を承継する会社においては、 から までの全ての手法において当該事業を時価にて計上する。
- (ウ) これらのうち、現金を対価とする営業譲渡、については、そもそも経済実態として通常の資産売却と大差がなく、事業を分離する会社及び事業を承継する会社において、実務においても既に時価による処理を前提とした取引が一般的になされている（すなわち、そもそも取得として一般的に認識さ

れており、持分の結合との判定が問題となるケース自体が少ない。

- (エ) 合併、吸収分割、及び現物出資、については、事業を分離する会社（人的分割の場合）又は当該企業の株主）が事業を承継する会社の株式を保有することで一定の関係を継続することから、事業を分離する会社において移転損益を認識するか否か、また事業を承継する会社において承継する事業に係る資産・負債の評価において簿価を引き継ぐか時価評価を行うか、といった判断が問題となる。しかし、資料5 - 3のとおり、中小企業におけるM & Aにおいては、合併や吸収分割、現物出資といった手法は一般的ではなく、そのような判断が必要となるケースも限定的と考えられる。

(3) 取得と判定された企業結合の場合における影響

以上より、移転される事業に係る資産・負債を時価評価とするか簿価引継ぎとするかが問題となるケース自体が限定的と言えるが、仮に、そのようなケースが生じた場合、時価評価を採用することに伴う影響は、主に次の三点であると考えられる。

事業を分離する会社への影響

(ア) 含み損の実現

事業を分離する会社の資産に係る含み損が実現し、特別損失を計上することとなるが、この損益計算に対する影響をどのように考えるか。

事業を分離した際に損益を実現させるか否かについての基準は、現在、事業分離会計の中で検討されており、詳細については未確定である。特別損失の計上が企業結合における負担になりうるかについては、企業結合を行う際の判断において、特別損失が生じることを織り込んだ上で企業結合がなされることから、特別損失の計上が特に企業負担を課しているとは言えないのではないか。

(イ) 譲渡益課税の発生

税制上非適格合併と判定され、被結合企業が譲渡する資産・負債に係る純資産に含み益が存在する場合、被結合企業又は当該企業株主に対して譲渡益課税又はみなし配当課税等が発生する可能性があるが、これについてどう考えるか。

税制上の適格・非適格は、企業結合会計とは関係なく、税制上の基準により判定され、非適格かつ譲渡益があるとみなされた場合、資産譲渡益課税又はみなし配当課税が生じる。企業結合会計における処理の如何が、これらの課税関係に影響を与えることは基本的にないと思われる。ゆえに、税負担の要素は、企業結合会計の導入の是非に係る議論から切り離して考えるべきではないか。

事業を承継する会社への影響

(ウ) 取得時におけるのれんの処理

公正価値により評価された取得純資産と取得原価との間に乖離が生ずることでのれんが生じた場合、原則として20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却することとされているが、この償却負担をどう考えるか。

取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合に、その超過額がのれんとして計上される。取得原価は、「支払対価が現金以外の資産の引渡し、負債の引受け又は株式の交付の場合には、支払対価となる財の時価と取得した純資産の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価で算定する」(企業結合会計に係る会計基準 三.2.(2).)とされている。

支払対価が株式である場合、株式に市場価格が存在する場合のれんが生じる可能性があるが、非公開の中小企業にあつては株式に市場価格がないため、取得した純資産の時価にて算定することとなり、のれんは生じず、償却負担を考えなければならないケースは限定されるものと思われる。

(4) その他

以上より、企業負担の観点からは特段の問題はないと考えられるが、その他の観点から特に検討すべきことがあるか。

例えば、税制上は適格組織再編として課税繰延とされ、企業結合会計上は取得と判定され時価評価を行うこととなった場合、税務上の資産評価と会社の計算書類上の資産評価に乖離が生じ、かつ、当該乖離が解消されないこととなる。

このような乖離が生じることについて、企業結合会計基準に則ることにより株主及び債権者が資産状況に関してより実態に合った情報を享受するベネフィットと、税務上の処理と会社の計算書類上の処理が異なることとなる作業負担(コスト)とを比較して、どのように考えるべきか。